

備中国新見荘の下地中分と中世社会

——高橋傑『中世荘園の検注と景観』によせて——

似鳥雄一

はじめに

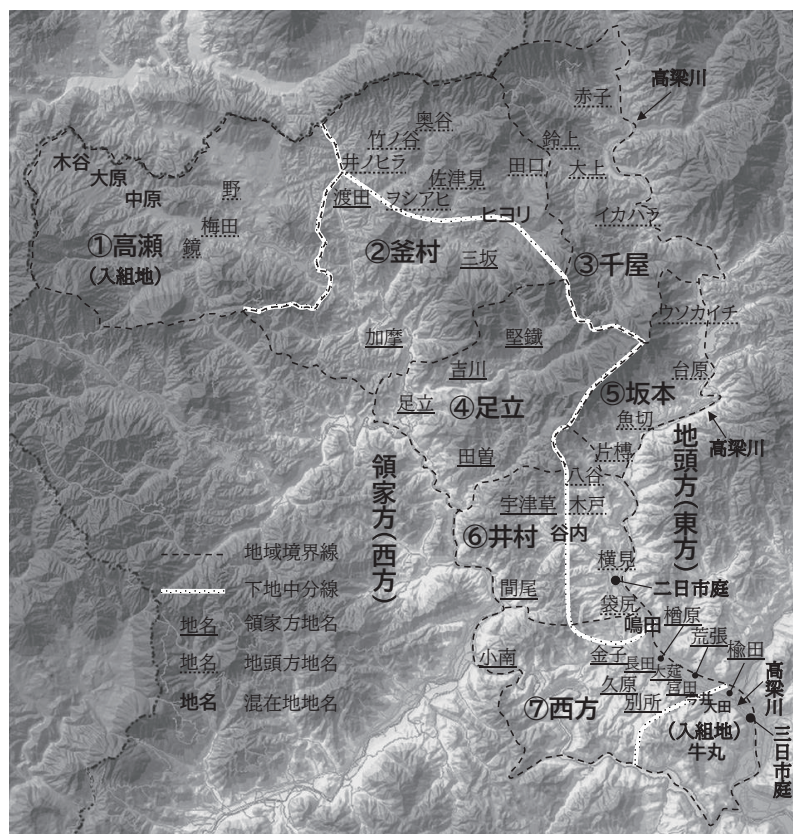
鎌倉・南北朝期の荘園では、領家と地頭の紛争を抑止するため、土地自体を分割し、相互に排他的な領域を確保しようとする「下地中分」が行われた。以前、筆者（似鳥）は『歴史学研究』九一七号（二〇一四年四月）にて発表した「下地中分と荘園経営——備中国新見荘を中心に——」と題する論文で、東寺領として著名な備中国新見荘の事例を主な題材として、それまで長らく閑却されていた下地中分の包括的な検討に取り組んだ。その際に復元した新見荘の下地中分図が【図1】である。

それと同年、高橋傑は「鎌倉期における新見荘の地名と下地中分」（海老澤衷・酒井紀美・清水克行編『中世の荘園空間と現代——備中国新見荘の水利・地名・たたら——』勉誠出版、二〇一四年二月）にて、新見荘の下地中分について似鳥説と異なる見解を発表した。その復元図が【図2】である。その後、高橋は新見荘の事例を踏まえて、下地中分と地頭請の関係についても論じた⁽¹⁾。

さらに両名は、それぞれ単著をまとめて上記論文を再録し、そこへ補注を付して、互いに反論を行ったところである⁽²⁾。しかるに、近ごろ一般への説明を意識して書かれた二つの論考では、いずれも似鳥説は触れられず、高橋説のみが取り上げられている⁽³⁾。どうやら現状では、高橋説の方が支持を得ているようである。

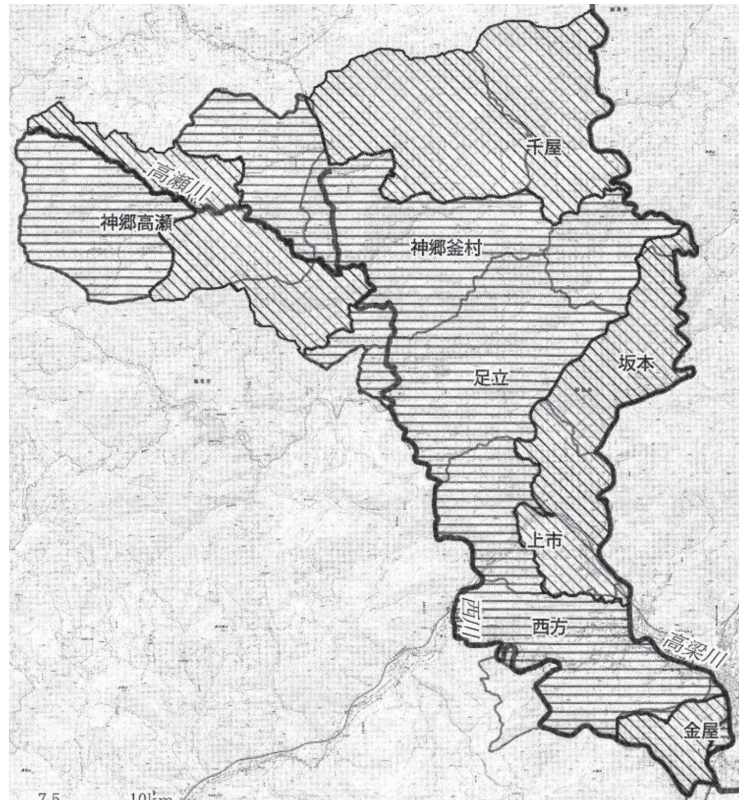
新見荘の下地中分は、単なる個別事例として終わる問題では決していない。下地中分全般の理解に大きく影響を及ぼし、ひいては中世社会全体の理解に

も関わることとなる、非常に重要なテーマなのである。そこで本稿では、似鳥説との比較のなかで、改めて高橋説の妥当性について



【図1】 似鳥説による新見荘の下地中分図
（似鳥雄一『中世の荘園経営と惣村』吉川弘文館、2018年に加筆）

Abstract



【図2】 高橋説による新見荘の下地中分図
(高橋傑『中世荘園の検注と景観』吉川弘文館、2022年、斜線部分が地頭方、横線部分が領家方)

て精査し、再反論を試みる次第である。紙幅の大半を新見荘の下地中分に割くことになるが、両説の比較に関わる範囲で、下地中分の総合理解についても言及を行いたい。

1. 新見荘の下地中分

(1) 議論の前提

まずは議論の前提となる諸点のうち、似鳥説・高橋説の間で特に対立のない部分から簡単に説明しておこう。

新見荘は、後白河院が建立した御願寺の一つである最勝光院を本家、小槻氏を領家とする荘園として、現在でいう岡山県新見市の北西部に成立した。中国山地のただなかで、可住地には制約があるが、荘域そのものは広大だっ

た。そのため似鳥説では、現在の大字と中世の村名を折衷した、①高瀬、②釜村、③千屋、④足立、⑤坂本、⑥井村、⑦西方という七つの地域に分けて考えることにした。高橋説は、大字をそのまま使用している。

新見荘で下地中分が行われたのは文永一〇年(二七三)のことで、東寺領になる前である。そのときの地頭が誰であったかは明確な史料を欠くが、南北朝・室町期の史料から、新見氏を名乗る一族だったと推定できる。

この下地中分の復元を可能にするのは、基本的に次の三種の帳簿史料である。^④一つ目は文永八年の検注帳で、田地と畠地の別があり、中分前の全荘域を収める。^⑤二つ目は文永一〇年と同一一年の二年分の検注帳で、どちらも中分後の領家方の帳簿だが、麦畠のみを対象地目とする。^⑥三つ目は正中二年(二三五)の地頭方の帳簿群で、地頭職が得宗家の手に渡ったことが作成の契機とみられる。検注帳に加えて、耕地記載を徴税単位である「名」別に編集した名寄帳が、田地・畠地ともに残されている。^⑦

以下、この三種をそれぞれまとめて文永八年帳、文永一〇一一年帳、正中二年帳と呼ぶ。なお、文永八年帳と正中二年帳は正検注(悉皆調査、文永一〇一一年帳は内検注(補正調査)に関わる帳簿とみられ、この違いは焦点の一つになる。

文永一〇一一年帳と正中二年帳の標題にもある通り、中分後は領家方を「西方」、地頭方を「東方」と呼んだ。このことは、新見荘が基本的に東西分割されたことを示している。

(2) 高橋説の検証

さて、高橋説は大きく分けて三つの点で似鳥説と異なっている。以下、それらを詳しく検証していこう。

(A) 正中年間にも下地中分があったか

高橋説では、正中年間に何度目かの下地中分が行われたとする。これは正中二年帳に「押領」「論所」という注記があり、それが「古河跡」「向中嶋」など、河川の流路変化をうかがわせる場所にみえることに着目しての指摘で

ある。

この点については、正中二年帳の検注帳と名寄帳を突き合わせると、「押領」や「論」の記載を計三〇筆で検出できる（田地一九筆、畠地一一筆）。そのうち七筆には「西方」「西」の文言があつて、相手が領家方だと確認できる。そのほかをみると、まず「村社」「真壁」の文言から、荘外の村社郷との係争地とわかるものが八筆ある。次に、成沢名と大上名、為宗名と則元名という地頭方の名主間で相論しているものが各一筆ある。

また、新見氏の一族とみられる「山戸岐十郎」による押領も一筆ある。これについて似鳥説では、先述した得宗家への地頭職の代替わりを新見氏からのもとのみて、新旧両者による対立があつたと解釈する。一方、高橋説では山戸岐十郎を「領家方の収取体系にも連なつて」（高橋二五九頁）地頭方の侵食を図つたとする。しかしその根拠は、検注帳に「押領」と書かれていること以外にない。

山戸岐十郎は新見氏の一族と考えられるが（似鳥一七四頁）、正中二年帳には「山戸岐前」「山戸岐後」という地名がみえ、その所在は、前後の地名から⑥井村に比定できる。これは地頭方の中枢ともいうべき場所であり、そこを本拠としたのが山戸岐十郎であろう。

このように、「西方」や「西」といった注記があるわけでもなく、かつこれだけ地頭方に根を張っていたはずの人物を、単に「押領」とあるだけで領家方と連なつていたと想定するのは、さすがに無理があるといわざるをえない。

そうすると残るは一二筆だが、それらには相手方の記述がないから、地頭方内部での紛争と考えるほかない。

以上、要するに高橋説が重視する「押領」「論所」は、実際にはその大半が領家方と地頭方の間の問題ではなかつたのである。正中年間にも両者の折衝が多少はあつたろうが、それは荘域全体からみれば非常に限定的で、微調整の域を出ないものである。「分け直し中分」（高橋二七二頁）とまでいえるような作業があつたとは考えられない。

（B）領家方と地頭方の入組地はなかつたか

高橋説では、領家方と地頭方は同じ領域を共有することはなく、明瞭な住み分けができていたと考える。「入り組み地を完全には否定することはできないが」（高橋二六六頁）というものの、【図2】をみれば上記の主張は明白である。

この点について、特に問題となるのは荘域の最南端である。似鳥説では、領家方・地頭方の双方の史料に観察される地名を「混在地」とし、それらのうち「牛丸」「今井」「大田」の所在を⑦西方に比定した。そして、その一帯を荘園の一部にまともつて錯圖が観察される「入組地」と位置付けた。

この指摘を高橋説ではどう理解しているか。まず「牛丸」については、全く触れられていない。「今井」「大田」については、「この地の有力者が後に領家方の荘官となることと矛盾する」（高橋二六六頁）として、似鳥説を否定する。しかし高橋説では、似鳥説が「今井」を現在の「宮田」にあてたと誤解しているようである。「今井」は現存する地名で、国土地理院のウェブ地図サービス『地理院地図』（<https://maps.gsi.go.jp>）でも確認でき、「宮田」とは明確に区別される。

となると残る争点は「大田」に絞られる。もし似鳥説がここを地頭方の一円地だと主張するものなら、そこから領家方の荘官が現れることに疑問の余地もある。しかし両者の混在地としているのだから、何ら矛盾はあるまい^⑩。そもそもそれを矛盾というのなら、明らかに地頭方に根拠を持つ山戸岐十郎による押領を、領家方の動向として説明する高橋説の方が、よほど矛盾が大きいといわねばなるまい。

以上のことから、似鳥説が示した荘域最南端の入組地を否定できるほどの根拠は、高橋説にはない。

さらにいえば、高橋説では荘内最大のマーケットである「三日市庭」への言及がないことも大きな問題である。三日市庭は下地中分前から領家方・地頭方の双方によつて分割管理されており、そのような状況は一五世紀半ばに至つても続いていた（似鳥二一三三頁）。「牛丸」「今井」「大田」との地理的な近接から考えれば、やはりその周辺を入組地として理解するのが妥当であ

ろう。

(C) 千屋にも領家方があったか

似鳥説では、③千屋の全域を地頭方とみなす。それに対して高橋説では、千屋の南部に領家方が存在し、地頭方を南北に分断していたとする(図3)。ここで焦点となるのは、現在の「朝間」地区に所在比定できる「ワサマ」「タサイタニ」という地名が文永八年帳にあるが、これらが領家方と地頭方のどちらに属したのかということである。

以下、この点について精査していくが、まず強調しておくべきなのは、下



【図3】 高橋説による朝間周辺の復元

(高橋傑『中世荘園の検注と景観』吉川弘文館、2022年に「ツエカヒラ」を加筆)

地中分での朝間の帰属を直接に示す史料は一つもなく、各種の傍証から総合的に判断する必要があるということである。文永一〇(一一一年)帳をみると、千屋の地名が一つもない。正中二年帳には千屋の地名はあるが、朝間がみつからない。ただし前者は補正調査のため精度が低く、後者は悉皆調査のため精度が高いという点が、高橋説の根拠である。

①「押領」「論所」

先述した「押領」「論所」を千屋に限定して再確認すると、村社郷を相手としたものが五筆、地頭方の名主間相論が二筆、そして山戸岐十郎による押領が一筆、全八筆である。いずれも領家方による千屋の侵食とはみならず、高橋説の根拠になりえないことはすでに論じた通りである。

②下地中分の原則

これも先述の通り、新見荘では領家方を「西方」、地頭方を「東方」と通称しており、そこに東西分割を原則とする意識があったことは明白である。地頭方を南北に分断する高橋説では、この点について十分に説明することができない。

似鳥説が指摘したように、寛正二年(一四六二)に東寺から視察のため新見荘に派遣された二名の使僧は、新見荘の下地中分を端的に把握して、「西・南御寺領、東ハ地頭方也」と東寺に報告した⁽¹⁾。もし高橋説の通りなら、地頭方に「北」という表現を用いそうなものだが、やはりそのようなことはない。

高橋説では「複雑な入り組み地を想定しなくてもよいことが分かった」(高橋二七二頁)とするが、【図2】は下地中分の原則がみえづらいついていう点で、すでに十分複雑である。もちろん、収取規模の均分が原則だという反論が予想されるが、それならばそもそも朝間の確保にそのような価値があるのかを考える必要がある。

③朝間の価値

高橋説のように領家方が地頭方に食い込む形になっていたとすると、両者の接点が増加し、紛争のリスクが上昇することになる。下地中分において、莊域を部分ごとに複雑に分割する坪分中分よりも、少ない境界線で単純に分割する一円的中分が志向される所以である。そこで高橋説には、領家方に

とって朝間にそこまでの価値があったのか、という大きな疑問が生じる。

似鳥説では、入組地とされる地域には、それに足る理由があることを論じた。すなわち鉄生産に由来する特殊な財源としての①高瀬、流通・商業の拠点としての⑦西方（牛丸周辺）である。

しかるに、文永八年帳で「ワサマ」の田地はわずか七反一〇代六六歩（七・四反）を計上するに過ぎず、全荘域一〇五町四反の1%にも満たない（似鳥一〇七・三三頁）。「タサイタニ」は田地がなく、畠地のみである。そのほかに、朝間が荘園経営にとって特別な価値を有したという理由もみあたらない。

加えて、現地住民の視点で新見荘を研究した竹本豊重によると、朝間への道は②釜村、③千屋、⑤坂本からは通じていたが、④足立からはない。⁽¹³⁾つまり朝間は北西・南東とつながっており、地頭方との連続性の方が明らかに強い。その点でも高橋説は不合理である。

つまり領家方が紛争のリスクを高めてまで朝間を要求したなどとは、バランス感覚からしても考えることができないのである。

④下地中分の争点

仮に、領家方が地頭方に朝間の確保を要求したのなら、何かその形跡が史料に残っていない不思議ではない。例えば、高橋説も触れた通り、文永八年帳には「東方へ行」や「西」などと書かれ、永仁二年（二二九四）に貼られた一〇〇枚以上の押紙がある。このことは、永仁前後に図られた下地中分の事後的な改変が、正中間のそれよりもはるかに大規模だったことを示している。そして押紙が貼られた地域はほとんどが①高瀬で、わずかに④足立や⑦西方にもあるが、③千屋にはやはり一枚もない。

それでは、下地中分が実施された当時についてはどうか。ここで重要な史料が、文永一〇年五月二三日「新見荘五分一田畠漆等分帳案」である。⁽¹⁴⁾この「分帳」は、案文だが「預所沙弥浄心」の署判があり、領家方の預所得分を書き上げたものとされてきた（高橋二八七頁）。

しかし記載された数値の大半は、文永八年帳の耕地面積を地区別・名別に集計しただけのもので、得分の計算が行われているようにはみえない。例えば、分帳の記載は「大田」にあるは元・友光名の田地四反四五代（四・九反）

で始まるが、これは文永八年帳の当該田地三筆の合計値と一致する。また「楡田」にある節岡名の田地五反四五代は、文永八年帳の七筆の合計から川成一五代を除いた値と等しい。分帳にはこのような記載が田畠あわせて七二件あり、そのうち四七件は上記の例と同様に文永八年帳との数値の一致を確認できる。⁽¹⁵⁾

また、文永一〇年一二月の領家方の目録では、「預所給」は五斗代の田地三町である。⁽¹⁶⁾弘安七年（二二八四）の領家方の帳簿には一〇〇近くの名が記載されているが、「預所御得分」という注記はそのうち三つにしかない。⁽¹⁷⁾これらに対して、分帳に記された田地は合計一七町に達するので、預所得分の書き上げとみなすには規模が大きすぎる。

そこで、分帳が荘内のどのような地域を選んで記載しているかに着目すると、従来よりも進んだ評価が可能となる。それらはすなわち、⑦西方に属する「大田」「宮田」「楡田」「荒張」「牛丸」「檜原」「嶋田（嶋田）」、⑥井村の「谷内」、②釜村の「三坂」「渡田」、④足立の「堅鐵」、そして①高瀬（旧称の「吉野」と記載）の「伊守忠」「本郷」である。このうち「楡田」「荒張」「檜原」「堅鐵」は、現行地名や明治期の旧土地台帳で検出できないため初出時の【図1】には所在を示さなかったが、本稿では竹本と浅原公章に依拠して加筆してある。⁽¹⁸⁾

改めて【図1】をみてみると、上記の地名は領家方のうち相対的に地頭方と距離が近い、あるいは混在地になった地区ばかりで、地頭方の一円地を含んでいない。⁽¹⁹⁾この点に作成時期も加味して考慮すれば、分帳は下地中分の際に、領家方が自らの領域のうち、地頭方との間で争点になりうる地域について数値をまとめたものと理解できる。⁽²⁰⁾領家方の預所とともに連署している「沙弥道正」は地頭かその関係者で、下地中分への両名の合意を示すものである。⁽²¹⁾

以上をもとに高橋説に対して指摘できるのは、この分帳においても、領家方と地頭方が千屋をめぐる争った形跡は皆無だということである。その一方で、この帳簿に足立の「堅鐵」がみえるのは（【図3】の「カタカ子」、千屋との間に中分線を引く似鳥説を支持する事実である）。

⑤ 朝間の行方

文永一〇〇一年帳にも正中二年帳にも、朝間の地名はみあたらない。それでは名についてはどうか。山間部にある新見莊のうち、特に谷間の地域では名の分布が地区ごとにとまる傾向があり、換言すれば各地区に固有に近い名が存在する。例えば、②釜村では「渡田」の近真名、④足立では「足立」の国吉名、⑥井村では「間尾」の利真名などがそれで、文永八年帳にも、文永一〇〇一年帳にも記載がある。それ以降の領家方の帳簿でも、地名の記載は伴わなくなるが、上記の名は存在しつづける。⁽²⁴⁾

朝間に関して同様の名を挙げるとすれば、それは成里名である。文永八年帳で一二筆ある「ワサマ」の田地全と、「タサイタニ」も加えて八一筆ある畠地のうち七四筆が、ともに成里名に属している。成里名は朝間を代表する名といえるが、もし中分後に領家方へ属したのなら、先述の名と同じく各種の帳簿にみえるはずである。しかし、その記載は文永八年帳にしかない。つまり名という形でも、領家方に朝間の痕跡は全くないのである。

そうすると、やはり朝間は地頭方に属したと考えるほかない。成里名は正中二年帳にもみあたらないが、そもそも地頭方では、領家方とは名前の異なる名を新たに使うことが多い。⁽²⁵⁾ よって中分の前後では、朝間を代表する名が違っていると考えられる。

この点に関して、文永八年帳で朝間の地名をよくみると、田地では単に「ワサマ」とあるのに対して、畠地では「ワサマ内」と表記されている。その直前に検注された地名が「ワサマノ内・ツエカヒラ」で、さらにその前が「ツエカヒラ」である。「ツエカヒラ」は田地では「ツエヒラ」とみえ、その所在は【図3】に加筆した通り「ワサマ」の南東に比定される。⁽²⁶⁾ 文永八年帳の書きぶりを素直に読めば、当時は「ワサマ」が「ツエカヒラ」を含む広域地名だったか、あるいは「ワサマ」と「ツエカヒラ」の境界が曖昧だったのだろう。そのため「ワサマ」という地名は正中二年帳では用いられなかったと解釈できる。

そこで正中二年帳をみると、検注帳では「ツエカ平」の畠地一筆が守忠名に属している。守忠名は畠地のみで田地がないが、⁽²⁷⁾ ⑤坂本の北部から③千屋

の南部にかけて、四七筆連続で検注されている広域的な名である。さらに名寄帳をみると、守忠名には「ツエカ平」という朱筆の注記がある。⁽²⁸⁾

以上のことから、朝間の畠地が正中二年帳にあるとすれば守忠名のなかにあり、所在比定のできていない地名のどこかに紛れているものと考えられる。

なお、朝間の田地については中分後の状況は不明というほかない。朝間の高梁川西岸は山間部にある新見莊のなかでも特に傾斜が強い土地であるから、⁽²⁹⁾ 土砂災害などで田地を長く維持できなかったのかもしれない。

2. 下地中分と中世社会

(1) 誰が下地中分を主導したか

ここまで新見莊の下地中分について、帳簿史料に依拠した煩雑な論証を重ねてきたが、いずれの点でも高橋説の成立は極めて難しいというのが本稿の見解である。

それでは、下地中分に関する総合的な理解はどうであろうか。似鳥説では、領家方にみられる領域の分断傾向、荘園経営の現地との遊離、地頭方に対する脆弱性を指摘した。それに対して高橋説は、下地中分は領家方・地頭双方の現地に精通した者同士の利害にもとづき行われるため、空間構成の有利・不利は生じがたいとする。⁽³⁰⁾

しかし高橋説が論拠とした諸事例には、やはり問題がある。まず新見莊についてはすでに述べた通りである。

次に播磨国矢野莊だが、高橋説では領家方荘官の寺田氏が下地中分を主導し、そののち領主となった東寺に、海への玄関口となる浦分の下地中分(史料では「興行」)も可能だと主張したことから、「一概に地頭優位とは決めつけがたい」(高橋九三頁)とする。

しかし、領主と荘官で利害が一致する保証はない。仮に領家方の荘官が地頭に対して優位を築いたとしても、それを領家の優位といえるかは別問題で、荘官が地頭に代わる在地領主と化せば、結局は領家の荘園経営を脅かし、劣位に導くだけのことだろう。「悪党」としても著名な寺田氏はまさにそのケースで、あくまでも自らの利害にもとづき下地中分を行い、やがては東寺

と衝突して排除される。高橋説は「莊園領主側の思惑の分析」（高橋七七頁）を課題に掲げながら、その結論は在地領主の主張に依拠しており、視点が一貫しない。下地中分を莊園領主による経営の問題として論ずる似鳥説に対して、高橋説は本質的な批判となっていないのである。

伊予国弓削島莊に關しても、これに近い問題がある。高橋説では、領家方莊官で下地中分の実務を担った栄実とその後継の承訐が、地頭と對等の軍事力を有したことを評価する。しかし栄実はともかく、承訐は領主である東寺の意向から逸脱し、百姓から非法非例を訴えられて彼らの逃散を招き、「悪党」「海賊」とも呼ばれて更迭されている⁽³¹⁾。しかも承訐は、地頭方のみに課すべき塩の公事を領家方にも課してきたと、下地中分が確定をみた正和二年（二二三）に訴えられている。つまり下地中分を早々に無視し、半ば在地領主化して現地に混乱をもたらした承訐は、莊園領主と利害を同じくする人物とはみなしがたい。

以上のことから、下地中分が在地領主や「悪党」勢力の主導で成立した場合、それが本場に莊園領主を利用するものとなったかは大いに疑問である。

この点の参考として、南北朝初期の数年間だけ東寺が新見莊の地頭職も獲得し、二人の代官に地頭方を分割支配させたが、東寺が彼らに与えた領域は、名を単位として互いに複雑に入り組み、地理的な一円性の全くないものだった⁽³²⁾。このケースは下地中分ではないが、莊域の分割を代官や莊官の都合に任せてはならないという東寺の意識がみてとれる。

（2）なぜ下地中分が行われたか

最後に、丹波国大山莊の問題とあわせて、高橋説における下地中分の根本理解を問いたい。下地中分が盛行した西日本では、地頭は本来的に莊園経営のなかである種の職責を担う莊官として、治承・寿永の内乱や承久の乱を契機に、鎌倉幕府から送り込まれた存在である⁽³³⁾。下地中分は、いったん経営機構に入り込んだ地頭による干渉を避けるため、下地もろとも関係を切り離そうとするものである。島田次郎は下地中分を地頭への「罰則」と捉えたが⁽³⁴⁾、これはあくまでも鎌倉幕府の立場からの説明で、莊園領主にとっては事態の

悪化を防ぐためとはいえ相應の犠牲を払う、望ましからざる手段だったはずである。それでも領家方と地頭方の完全な分離には限界があったこと、両者の日常的な接触が領家方の経営を動揺させたことを論じたのが、似鳥説である。

一方、高橋説の要点は領家と地頭の對等を強調することにある。その根拠は上述の通りほとんどすでに失われていると本稿はみるが、そもその問題として、地頭が劣位にあつたり、領家に対して従順であるのなら、下地中分など選択されるはずがない。一部とはいえ莊域の完全な喪失を意味する下地中分に領家が消極的だったことは、高橋説が引く大山莊の事例に明白であるし（高橋九五頁）、下地中分の発生と盛行は地頭請のそれよりも明らかに遅れる（高橋七九～八〇頁）。高橋説はこの両策を莊園領主にとって「パラレル」（高橋九六頁）の問題解決策とするが、実証的には両策が同時代に並存したことを示したに過ぎず、ある莊園領主が両策を同列の選択肢として検討したとか、下地中分の当初から地頭方の奪回を期していたということではない⁽³⁵⁾。この点でも高橋説の成立は困難なのではないか。

もちろん、帳簿の数値上では領家と地頭が對等な下地中分もあつたろうし、新見莊が実際そうである（似鳥一三頁）。しかし、それは本来なら莊官に過ぎないはずの地頭が制御不能となり、領家が譲歩を強いられた結果である。そして現実の経営上、両者の對等は危ういものだというのが似鳥説の核心であり、領家方が地頭方から狙われる状況は中分後も続いた⁽³⁶⁾。それでも新見莊は、遠隔莊園ながら戦国末期まで辛うじて収取が続いた稀有な事例である⁽³⁷⁾。弓削島莊などは、領家方が島の半分どころか三分の二を確保したにもかかわらず、年貢の収納徴証は決して遅いとはいえない応永十一年（一四〇四）で途絶えている⁽³⁸⁾。領家にとって、地頭との對等とは徐々に失われるものだったとみるべきである。

以上のことから本稿は、莊園領主が下地中分という選択に追い込まれることの重大性をまずは認識すべきだと結論づけたい。下地中分での領家との一時的な平衡を「地頭優位でない」と評価するよりも、「地頭優位へ」という長期的な傾斜を念頭に置いて下地中分を理解する方が、研究上の意義が大きい。

いであろう。

おわりに

本稿では、下地中分に関わる高橋傑説の妥当性について検証を行ってきた。高橋説が成立するには、ここまで述べてきた数々の問題に向き合い、何かしらの説明を施してクリアする必要があるが、それはかなり難しいことであろうと筆者は考える。

下地中分それ自体はほぼ中世前期の事象だが、そのとき生まれた地頭方は、武家領や禅院領となった新見荘のケースのように、中世後期においても荘園制の一部として存続する⁽³⁹⁾。そのため下地中分は、中世全体を視野に入れて考えるべきテーマなのである。

仮に高橋説を是認すると、下地中分の影響は「ケースバイケース」という平板な結論に至らざるをえず、荘園制の変容と終焉という長期の文脈への下地中分の位置づけを失うことになる。高橋説は、荘園領主は地頭請だろうと下地中分だろうと、「地頭・荘官と協調することで、年貢収取を確実にすることができた」(高橋九六頁)と結論づけるが、その「協調」こそが容易ならざる中世社会の課題だったのではないのか。

高橋説ではほとんど言及も批判もないが、似鳥説の枢要は、下地中分による領家方と地頭方の分離は不完全なもので、在地領主の伸長抑制策として構造的な限界があつたという点にある。その結果として、実際に現地に臨んで状況に対応するという意味での「在地性」を有する地頭が、現地と距離を置く領家に対して優位性を発揮することになる。

筆者はこの在地性を、荘園経営を維持するための、ひいては中世社会を説明するための最大の要素と考えている。換言すれば、領主と現地の距離を本質的な問題と捉えるということでもあり、その主体を武士に限定しない点に在地領主制論との相違がある。⁽⁴⁰⁾ 本稿もそのような立場から、あえて筆を執って再反論に及んだものと理解されたい。

注

- (1) 高橋傑「下地中分再論―荘園経営の側面―」(『日本史攷究』四二、二〇一八年二月)。
- (2) 似鳥雄一「中世の荘園経営と惣村」(吉川弘文館、二〇一八年四月)、高橋傑「中世荘園の検証と景観」(吉川弘文館、二〇二三年)。本稿では、両著書からの引用を「似鳥〇頁」「高橋〇頁」の形で略記する。
- (3) 佐藤雄基「鎌倉期の地頭と荘園制」(鎌倉佐保・木村茂光・高木徳郎編『荘園研究の論点と展望―中世史を学ぶ人のために―』吉川弘文館、二〇二三年)、田中大喜「鎌倉時代における地頭の荘園支配」(『歴史地理教育』九五〇、二〇二三年)。
- (4) 以下、「東寺百合文書」については函番号を記し、『岡山県史第二〇巻 家わけ史料』は「岡」と略記して文書番号を付した。
- (5) ク函一〇五、『岡』一九二―一九七。
- (6) 文永一〇年はム函六・ク函四九、『岡』一六二・二三〇。同一一年はク函七、『岡』一九九。
- (7) 検注帳はク函一一一五、『岡』二〇二―二〇六。名寄帳はク函一六〇一九、『岡』二〇七―二〇八。
- (8) 先述した大字の「西方」とは区別する必要がある。
- (9) 「村社又三郎」に押領された田地の在所を、高橋説では「岡」の翻刻に従って「ウシカセ」(高橋二五九頁)としている。虫損のせいもあつて確かにそうとも読めるのだが、当該の田地を名寄帳で見ると「乱瀬」とあり、これは「ランカセ」とするのが正しいことがわかる。検注帳と名寄帳の突合作業がいかに重要か、ということを示す事例である。
- (10) 「今井」については、初出論文を前掲注(2) 似鳥著書へ再録する際、新たに根拠がみつかったため地頭方から混在地に改めた(似鳥五一頁)。
- (11) 「新見荘上使乗観祐成・乗円祐深連署注進状」(え函二八、『岡』九〇一)。
- (12) 高橋説では「ワサマ」の田地は五反二〇代一五六歩だというが(高橋二七八頁)、計算の根拠が不明である。三種ある地目のうち、「油地新田」「新田」を除いて「古作」のみを合計したかとも思われるが、その場合、手元のデータでは五反二五代になる。
- (13) 竹本豊重「新見庄の道」(『新見庄 生きている中世』備北民報社、一九八三年)一九八・二〇一頁。
- (14) ク函六、『岡』一九八。
- (15) 残りの二〇件は数値に異同がみられ、五件は当該耕地そのものが文永八年帳になっている。
- (16) ヒ函一一一、『岡』六三五。
- (17) 「新見荘官物等徴符案」(ク函八、『岡』二〇〇)。
- (18) 竹本豊重「新見庄の地名について」(『岡山県史研究』二六、一九八一年)、前掲注

- (13) 竹本論文、浅原公章「文永期の在地構造」(前掲注(13))『新見庄 生きている中世』、同「備中国新見庄における検地」(『新見市史 通史編上巻』一九九三年)。
- (19) 「楡田」は正中二年帳にみえないが、高梁川の北岸に比定されているので、⑦西方の入組地は高梁川を北限とするのが正確かもしれない。
- (20) 「分帳」の語は、高橋説が引く豊後国阿南荘での下地中分の事例でも、領家方と地頭方の交渉に関わるものとしてみえている(高橋九〇頁、『鎌倉遺文』三〇三六三)。
- (21) 「道正」との系譜関係を思わせる人物として、南北朝末～室町初期に現れる「新見入道道存」がいる(似鳥六〇・一六五頁)。
- (22) 文書名の「五分一」は、本文の「吉野五分一田畠等」という文言によるもので、帳簿全体ではなく高瀬のみに関わる比率である。高瀬の耕地面積は、文永八年帳では田地二〇五・一反、畠地(里畠)七五・九反、合計二八一反あり、分帳では田地二九・四反、畠地(里畠)一七・九反、合計四七・二反ある。両帳簿の比率はちょうど六・一となるから、領家方が地頭方の「五分一」を確保するという意味だととれる。
- (23) 似鳥雄一「備中国新見庄にみる名の特質と在地の様相」(前掲注(2))似鳥著書。
- (24) 建治元年(一二七五)「新見庄西方漆名寄帳」(さ函二、『岡』一〇〇六)、弘安七年(一二八四)「新見庄官物等徴符案」(ク函八、『岡』二〇〇)、永仁六年(一二九八)「新見庄西方胡麻并水手注文」(『教王護国寺文書』一六六)、正安二年(一二三〇)「新見庄西方麦・胡麻等算用状」(同一七四、元弘三年(一二三三)「新見庄西方所当以下色々徴符案」(ク函二一、『岡』二二一〇)など。
- (25) 前掲注(23)似鳥論文。
- (26) 浅原公章「文永八年二月備中国新見庄名分布図(その一)」(前掲注(18))『新見市史』付図一、前掲注(18)浅原「備中国新見庄における検地」二〇七頁。ただし、竹本豊重は「ツエカヒラ」の所在を比定していないようである。
- (27) 検注帳では守忠名の田地が一筆あるが、名寄帳では友貞名に修正されている。
- (28) ク函一八、『岡』二一〇八。
- (29) 似鳥雄一「中世山間荘園の水田開発―備中国新見庄の帳簿分析から―」(前掲注(2))似鳥著書。
- (30) 前掲注(1)高橋論文(前掲注(2)高橋著書に再録)。
- (31) 山内譲「弓削島荘と瀬戸内海」(『愛媛県史 古代Ⅱ・中世』一九八四年)三八五～三八九頁。
- (32) 似鳥雄一「二人の代官による荘園の分割支配―備中国新見庄地頭方の事例から―」(前掲注(2))似鳥著書。
- (33) 前掲注(3)佐藤論文。
- (34) 島田次郎「下地分割法の形成」(同『日本中世の領主制と村落』上巻、吉川弘文館、一九八五年、初出一九六二年)。

- (35) 下地中分と地頭請(さらには半済)が代替ではなく重複する状況は、室町初期の新見庄で発生している(似鳥雄一「下地中分後の室町期荘園―備中国新見庄地頭職・地頭方と新見氏―」前掲注(2)似鳥著書)。
- (36) 前掲注(35)似鳥論文。
- (37) 似鳥雄一「中世後期の荘園制―再建と終焉―」(前掲注(3))『荘園研究の論点と展望』。
- (38) 「弓削島荘年貢代銭請取状」(ト函八二、『日本塩業大系 史料編古代・中世一補遺』五一)。
- (39) 前掲注(35)似鳥論文、似鳥雄一「中世荘園制の終焉と村落の自治」(『歴史学研究』一〇一五、二〇二一年)。
- (40) 前掲注(37)似鳥論文、前掲注(39)似鳥「中世荘園制の終焉と村落の自治」。

Shitaji Chubun at Niimi-no-sho in Bicchu Province and Medieval Society: A Response to Suguru Takahashi

Yuichi NITADORI

Abstract

This article examines the validity of the theory of Suguru Takahashi, whose views differ from those of the author (Nitadori), regarding *shitaji chubun* (physical division of the land) at Niimi-no-sho (manor) in Bicchu Province, during the Kamakura period.

Takahashi's theory differs from the Nitadori's theory in three major aspects. First, Takahashi's theory states that *shitaji chubun* also took place during the Shochu era. In this regard, Takahashi's theory is based on notes such as *ouryou* and *ronsho* in the account book of the *Jito-side*, but this article has shown that most of these notes are not issues with the *Ryoke-side*, and therefore it cannot be said that *shitaji chubun* took place during the Shochu era.

Second, Takahashi's theory maintains that there was no *irikumichi* where the *Ryoke-side* and the *Jito-side* shared the same territory, and that the two were clearly divided into separate areas. In this regard, this article pointed out that Takahashi's theory does not have any evidence to surpass the Nitadori's theory, which pointed out the existence of *irikumichi*, and that Takahashi's theory contains misunderstandings, contradictions, and serious omissions of arguments against the Nitadori's theory.

Third, Takahashi's theory states that the *Ryoke-side* existed in a part of the area called Chiya, whose entire area is considered the *Jito-side* by the Nitadori's theory, and that it divided the *Jito-side* into north and south parts. In this regard, this article argues that it is extremely difficult to establish Takahashi's theory, pointing out that Takahashi's theory obscures the principle of *shitaji chubun*, that there is no reason for the *Ryoke-side* to demand the area, that there is no evidence of a dispute over the area between both, and that traces of the area are not found in the account books of the *Ryoke-side* but in those of the *Jito-side*.

Finally, this article has pointed out that Takahashi's theory also has problems with cases other than Niimi-no-sho. That is, Takahashi's theory argues that *shitaji chubun*, which was established under the initiative of local lords or *akuto*, was also in line with the manor lord's intentions. Furthermore, for manor lords, being forced into *shitaji chubun*, which meant the loss of part of their territory, was a major decision, and it is difficult to see it as *parallel* to *jito-uke* as a solution to problems.